

青少年センターにおける事業委託に係る事業者選定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、青少年センターにおける次条に掲げる事業を委託するに当たり、受託を希望する企業・団体・NPO法人等（以下「事業者」という。）から当該事業に最も適した事業者を選定することに関し、必要な事項を定める。

(対象業務)

第2条 委託の対象とする業務は、次の各号に掲げる事業（以下「本事業」という。）とする。

- (1) 子育て学習機会提供事業
- (2) 子どもすこやか広場事業
- (3) 給食調理等業務
- (4) 青少年自主活動支援事業

(事業者の公募等)

第3条 教育委員会は、本事業のそれぞれについて委託事業者を和泉市広報紙及び青少年センターホームページをとおして公募するものとする。

2 受託を希望する事業者は、別に定める期限までに申請書を教育委員会へ提出するものとする。

(企画書等)

第4条 前条第2項の申請者は、申請する事業について次の各号の内容を記載した総合的な企画書等を申請書に添えて提出するものとする。

- (1) 事業推進にあたっての考え方や基本姿勢
- (2) 直接業務に関わる人員数
- (3) 事業推進体制
- (4) 事業受注実績
- (5) 事業見積り金額

(第一次選定)

第5条 教育委員会は、発注案件について申請者が多数となる見込みがあるものは、次の各号に掲げる事業に応じ、それぞれ当該各号に定める事業者選定委員会で第一次選定を実施し第二次選定の参加者数を制限することができるものとする。

- (1) 第2条第1号、第2号及び第4号に掲げる事業 和泉市教育委員会事業者選定委員会規則（平成24年和泉市教育委員会規則第5号）別表に規定する和泉市立青少年センター事業者選定委員会
- (2) 第2条第3号に掲げる事業 第7条に規定する給食調理等業務委託事業者選定委員会

2 第一次選定は、客観的に判断できる項目（見積金額や契約実績等）とする。

3 発注案件の実施要領等で、第一次選定の実施について記載している場合でも、申請者が5者未満の場合は省略するものとする。

4 教育委員会は、第一次選定をおこなった場合、その結果を申請者に通知するものとする。
(第二次選定)

第6条 教育委員会は、企画書等を和泉市立青少年センター事業者選定委員会又は給食調理等業務委託事業者選定委員会（以下「両選定委員会」という。）に付議するときは、各事業者にプレゼンテーションを行わせるものとする。

2 受託候補者の選定は、企画書等及びプレゼンテーションの結果を両選定委員会の各委員が個別に審査、採点を行い、総合点数を過半以上取得した事業者の中から最も高い総合点数を取得した事業者を選定する方式とする。この場合において、総合点数の最も高い事業者が複数となったときは、各選定委員会で協議し、受託候補者を選定するものとする。

ただし、1者の場合でも第二次選定を行い、総合点数を過半以上取得した場合、受託候補者として選定する。

3 教育委員会は、前項の結果を申請者に通知するものとする。

4 教育委員会は、契約の相手方を選定するに当たっては、第2項の結果を参考として行うものとする。

(給食調理等業務委託事業者選定委員会の設置等)

第7条 教育委員会は、第2条第3号の事業に係る受託事業者を適正かつ公平に選定するため、給食調理等業務委託事業者選定委員会を設置する。

2 給食調理等業務委託事業者選定委員会の組織等は、次のとおりとする。

(1)委員は、市職員から5人以内で構成する。

(2)委員長及び副委員長は、委員の互選で決定する。

(3)委員長は、委員のほか、必要があると認められるときは、委員以外の関係機関等の職員の出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

3 委員会は委員長が招集する。ただし、委員長が選任されていない場合は、教育長が行う。

(1)会議は、構成委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

(2)議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長が決するところによる。

4 委員長は、災害その他の理由により委員会を招集することができない場合においては、前項の規定にかかわらず、書面その他の方法により議事を行うことができる。

5 同条第3項第2号の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第3項第2号中「出席委員」とあるのは「委員」と読み替えるものとする。

(審査事項)

第8条 両選定委員会は、次の事項を審査する。

(1) 第一次選定を通過した事業者について、第二次選定による受託候補者の選定に関す

ること。

(2) 前号に掲げるもののほか、受託候補者の選定について必要な事項に関すること。

(事務局)

第9条 両選定委員会の事務局及び庶務は、青少年センターが行う。

2 事務局は、提出を受けた提案書等の一覧表及び審議資料を作成し、両選定委員会に提出するものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、両選定委員会の運営その他青少年センターにおける本事業の委託事業者選定に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月7日）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月7日）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月25日）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成29年5月12日）

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則（平成30年5月21日）

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則（令和2年9月14日）

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則（令和4年2月18日）

この訓令は、令達の日から施行する。

令和7年度 青少年センター事業委託に係る事業者選定実施要領

和泉市立青少年センター

概要及び目的

青少年センターでは、基本的人権尊重の精神に基づき、青少年の教養を高め、その健全な育成を目的に、下記[2]の①～③の事業を実施しています。

事業を実施するにあたり、幅広く事業者からの企画・立案を受けるため、公募型プロポーザル方式により業務委託の受注者を選定いたします。

事業者の公募に関する規定

〔1〕応募について

下記[2]の①から③の3事業について、単独又は複数の事業への応募が可能です。

応募方法については、和泉市立青少年センター（和泉市幸三丁目 1-25）へ直接持参または郵送（提出期限必着）が可能です。

〔2〕公募に付する委託事業・内容（詳細は各事業の仕様書を参照してください。）

① 青少年自主活動支援事業

人権、防災、平和、自然環境保護の教育分野を学習するための講座や施設見学等を実施し、青少年の健全育成と人権意識の向上を図る。

② 子どもすこやか広場事業

和泉市北部7小学校区に居住する小学1年生から小学6年生までの児童に対し、学校の放課後や学校休業日における安全・安心な居場所を提供する。

③ 給食調理等事業

青少年センター利用者の給食及びおやつ事業を「食育」をとおして実施する。

〔3〕契約期間、業務履行期間及び場所について

事業名	契約期間	履行期間	履行場所
① 青少年自主活動支援事業	契約締結日 から 令和8年3月31日 まで	令和7年7月1日	和泉市立青少年センター他 (和泉市幸三丁目 1-25)
② 子どもすこやか広場事業		から	
③ 給食調理等事業		令和8年3月31日 まで	

〔4〕各事業の提案限度額（消費税及び地方消費税の額を含む）

- | | |
|---------------|------------|
| ① 青少年自主活動支援事業 | 511,500円 |
| ② 子どもすこやか広場事業 | 9,786,177円 |
| ③ 給食調理等事業 | 2,750,769円 |

【5】応募事業者の資格要件

1. 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
2. 国税を滞納していないこと。また、本店、支店、営業所等が和泉市に存する場合は、市税の滞納がないこと。
3. 過去5年間に、今回応募する事業と同種の業務又は活動を国又は地方自治体等で事業を受託し、適切に完了した実績があること。
4. 各事業の対象事業者は下表のとおりとする。

事業名	対象とする事業者
① 青少年自主活動支援事業	企業、団体及びNPO法人
② 子どもすこやか広場事業	企業及びNPO法人
③ 給食調理等事業	企業

5. 申請日時点において、和泉市入札参加有資格者指名停止要綱（平成17年制定）に基づく指名停止又は指名回避措置及び和泉市契約関係暴力団排除措置要綱（平成24年制定）に基づく入札等除外措置を受けていないこと。
6. 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立てをしている者ではないこと。
7. 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てをしている者ではないこと。
8. 大阪府において法令違反による入札参加停止措置を受けている者でないこと。参加者、参加者役員又は従業員が過去10年から現在にかけて暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力に対し、出資、貸付、資金提供等の便宜を図っておらず、自ら意図して交際し、維持、運営に協力若しくは関与していないこと。

【6】事業者選定委員会の設置について

適正かつ公平に優先交渉権者を選定するため、事業者選定委員会を設置します。

【7】契約方法

○ 公募型プロポーザル方式による随意契約

内容	日程（令和7年）	注意事項
公募要領、仕様書及び申請書等の交付	4月16日（水） ～5月7日（水）	【交付場所】和泉市立青少年センター ※和泉市ホームページからダウンロードもできます。
申請書等の提出期限	5月7日（水）	【申請方法】和泉市立青少年センターまで直接持参 又は郵送（必着）
質疑受付終了	5月7日（水） 午後5時	質疑がない場合は、その旨を記載のうえ提出してください。

内容	日程（令和7年）	注意事項
質疑回答	5月9日（金）	申請書提出の全事業者に、全質問に対する回答を送付します。
提案書・見積書の 提出期日	5月19日（月）	申請者が5者以上の場合、見積金額や契約実績等、客観的に判断できる項目について第一次選定を実施する場合があります。この場合、合格となった事業者のみ、第二次選定に参加することができるものとします。
第二次選定 プレゼンテーション	5月26日（月） から 5月30日（金）	詳細日時につきましては、第二次選定参加者に5月22日（木）発送予定の郵便にて通知いたします。 プレゼンテーションを行っていただき、選定委員が審査を行い、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定いたします。 なお、審査項目、採点配分は別表をご確認ください。
選定結果通知発送	6月4日（水）	（予定）第二次選定参加者あてに、結果通知を発送します。

〔8〕 交付資料等

1. 青少年センターにおける事業委託に係る事業者選定要綱
 2. 令和7年度青少年センター事業委託に係る事業者選定実施要領
 3. 仕様書
 4. 公募型プロポーザル方式参加申請書（資格審査書）
 5. 公募型プロポーザル方式の提案書（企画書）
 6. 質問書
 7. 委託事業参加申請関係書類受領書
 8. 暴力団排除に関する誓約書
 9. 子どもすこやか広場事業実施要綱・施行要領（子どもすこやか広場事業のみ）
- ※3～7の資料は、各事業（①青少年自主活動支援事業、②子どもすこやか広場事業、③給食調理等事業）ごとに様式指定をしていますので、応募する事業のものを受領してください。

〔9〕 申請時提出書類

申請する事業ごとに、4ページに記載している書類を提出してください。

※和泉市において、令和5・6年度の入札参加資格を有している事業者については、No2～No7の提出は不要です。

※No2～No6は発行後3カ月以内のものとしてください。

① 青少年自主活動支援事業

No.	提出書類	概 要
1	令和7年度青少年自主活動支援事業委託に係る公募型プロポーザル方式参加申請書（資格審査書）	（本市様式）
2	印鑑証明書の写し	
3	商業登記簿謄本の写し	法人の場合のみ必要
4	国税の納税証明書の写し	その3の3
5	直近2年間の市税の納税証明書の写し	本店、支店、営業所等が和泉市に存する場合のみ
6	暴力団排除に関する誓約書	（本市様式）

② 子どもすこやか広場事業

No.	提出書類	概 要
1	令和7年度子どもすこやか広場事業委託に係る公募型プロポーザル方式参加申請書（資格審査書）	（本市様式）
2	印鑑証明書の写し	
3	商業登記簿謄本の写し	法人の場合のみ必要
4	国税の納税証明書	その3の3
5	直近2年間の市税の納税証明書の写し	本店、支店、営業所等が和泉市に存する場合のみ
6	暴力団排除に関する誓約書	（本市様式）
7	免許・資格等の証明書	子どもすこやか広場事業仕様書に記載している免許・資格等の証明の写し

③ 給食調理等事業

No.	提出書類	概 要
1	令和7年度給食調理等業務委託に係る公募型プロポーザル方式参加申請書（資格審査書）	（本市様式）
2	印鑑証明書の写し	
3	商業登記簿謄本の写し	法人の場合のみ必要
4	国税の納税証明書	その3の3
5	直近2年間の市税の納税証明書の写し	本店、支店、営業所等が和泉市に存する場合のみ
6	暴力団排除に関する誓約書	（本市様式）
7	免許・資格等の証明書	給食調理等事業仕様書に記載している免許・資格等の証明の写し

【10】提案書提出時の書類

- ① 青少年自主活動支援事業
- ② 子どもすこやか広場事業
- ③ 給食調理等事業

No.	提出書類	概 要
1	公募型プロポーザル方式 の提案書（企画書）	【8部提出】（正本1部、副本7部） ※正本1部には、事業者名を明記し、副本7部 には会社名等の提案事業者が特定できる事項 は表示しないこと。
2	価格提案書	見積提示金額の明細（任意様式） ※上記 No 1．公募型プロポーザル方式の提案書 （企画書） 5．見積提示金額に記載の金額と一致

【11】採点方法

1. 第一次選定

応募者が5者以上ある事業については、一次選定を行う場合があります。

（審査項目等）

- ① 応募する事業の資格要件（〔5〕応募事業者の資格要件参照）
- ② 提案金額（〔4〕各事業の提案限度額参照）

上記1の要件を満たす事業者のうち、応募する事業の提案限度額の範囲内で、安価な順に5事業者を合格とします。なお、同点となる場合は、過去5年間における受託実績が多い事業者を優先とします。

2. 第二次選定

企画書等及びプレゼンテーションの結果を、5名の選定委員が、各50点満点で個別に審査、採点を行い、全委員の採点の合計を総合得点とします。

総合点数が満点（50点×出席委員数）の過半以上取得した事業者の中から、最も高い総合点数を取得した事業者を優先交渉権者とし、2番目に高い事業者を次点交渉権者とします。

なお、同点の事業者がある場合は、見積提示金額が低い事業者を優先とし、なお同点の場合は事業企画点が高い事業者を優先として順位を決定します。

また、1者の場合でも第二次選定を行い、総合点数を過半以上取得した場合、優先交渉権者として選定します。

（審査項目等）

別表のとおり

【12】優先交渉権者となった場合

教育委員会の決定の通知を受領した日から履行開始日までに、優先交渉権者と事前協議を実施し、提案内容を含む業務仕様で合意したときはすみやかに契約を結んでいただきます。事前協議に応じない場合、優先交渉権者としての権利を失います。

【13】会議録の作成について

会議録作成のため、プレゼンテーション内容は録音いたしますので、ご了承ください。

【14】辞退について

1. 申請者は、第二次選定日の前日までは、申請を辞退することができます。
2. 申請者が、申請を辞退するときは、第二次選定日の前日までに辞退届（任意様式）を青少年センターまで直接持参又は郵送（必着）してください。
3. 申請を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではありません。

【15】選定結果の公表について

第二次選定終了後、下記事項を和泉市ホームページで公表します。

- (1) 優先交渉権者の名称及び総合得点
- (2) 全参加者の名称（辞退、失格等を含む申し込み順）
- (3) 全提案者の名称（申し込み順）
- (4) 全提案者の総合得点（総合得点順）
- (5) 全提案者の採点項目ごとの各委員の点数
- (6) 優先交渉権者の選定理由
- (7) 選定委員の所属及び氏名

※ (3) と (4) 及び (3) と (5) の対応関係は明らかにしません。

※ 提案者が2者以上の場合は、優先交渉権者の総合得点は公表しますが、残りの事業者の総合得点は公表しません。

【16】委託料の支払いについて

各事業の委託料の支払時期は下記のとおりとします。

事業名	支払時期
① 青少年自主活動支援事業	2期払い
② 子どもすこやか広場事業	毎月払い
③ 給食調理等事業	毎月払い

〔17〕 契約保証金について

和泉市財務規則による。

〔18〕 その他留意事項

（1） 審査の中止

申請者等が連合し、又は不穏な行動をなす場合において、審査を公平に執行することができない場合には、審査の執行中止、又は延期することがあります。

（2） 契約の解除等

1. 次のいずれかの事情が生じたときは、催告のうえ契約を解除することができる。

ア 契約内容に違反したとき。

イ この委託事業の処理が不相当と認めたとき。

ウ この契約を履行できないと認めたとき。

エ 和泉市暴力団排除条例第2条第2号及び第4号に該当すると認められる場合。

2. 受注者の理由により契約が解除されたときは、受注者に損害の補填を請求することができる。

3. 受注者が契約に違反し損害を与えたときは、所定の損害賠償を支払うものとする。

（3） 情報公開

企画提案書等については、和泉市情報公開条例の規定に基づき公開対象となります。

（4） 失格事項

参加表明者が次の事項のいずれかに該当する場合は、失格となる。

1. 提案を行った事業者が、参加資格要件を満たさなくなった場合。

2. 提出書類に不備又は虚偽の記載等があった場合。

3. 実施要領等で示された提出書類等について、提出期限、提出方法、書類作成上の留意事項の条件に適合しない書類の提出があった場合。

4. 審査の公平性に影響を与える不誠実な行為があった場合。

5. プレゼンテーション等を開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合。

6. 見積金額が実施要領に示している提案限度額を超える場合。

7. 実施要領に違反すると認められる場合。

8. 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合。

（5） その他

1. 本プロポーザルの参加に係る一切の費用は参加者の負担とする。

2. 提出された書類については、差し替え、修正、加筆等は認めない。ただし、本市から要請された事項についてはこの限りでない。

3. 提出された書類等は返却いたしません。

(別表)

○ 各事業の審査項目、視点、採点配分

① 青少年自主活動支援事業（総合点数５０点）

審査項目	審査の視点	採点配分
基本的な考え方	青少年に対する、人権・防災・平和・自然環境保護の意識向上に向けた考え方	５点
実施体制・推進体制	事業を推進するための講師及び職員の配備体制	５点
事業企画等	企画・提案が、人権・防災・平和・自然環境保護の意識向上につなげられる取組として考慮されているか	１５点
	企画・提案が、青少年にとって参加しやすい、興味のもてる内容として考慮・工夫されているか	１０点
見積提示金額	〔４〕各事業の提案限度額内での提示であり、市場価格と比較して妥当であるか。	１５点

② 子どもすこやか広場事業（総合点数５０点）

審査項目	審査の視点	採点配分
基本的な考え方	学校の放課後や学校休業日における安全・安心な居場所づくり及び集団活動をととした青少年の健全育成に対する考え方	５点
実施体制・推進体制	事業を推進するための講師及び職員の配備体制	５点
事業企画等	企画・提案が、子どもの人権や権利を尊重し、健全育成を推進する内容になっているか	１０点
	子どもの安全・衛生管理への配慮がされているか	１５点
見積提示金額	〔４〕各事業の提案限度額内での提示であり、市場価格と比較して妥当であるか。	１５点

③給食調理等事業（総合点数５０点）

審査項目	審査の視点	採点配分
基本的な考え方	給食に対する基本的な考え方や子どもの「食」としての給食及びおやつ提供のあり方に対する考え方	２点
実施体制・補完体制	補完体制に対する評価	３点
衛生管理	衛生管理に関する考え方や内容に対する評価	５点
危機管理	危害分析ができ、緊急時迅速な対応が取れるか	５点
調理対応等	食物アレルギーに対応する評価	１０点
	調理技術向上及び従事者の定着に対する評価	５点
給食の充実・向上及び食育推進	給食を子どもの「食」の一環として考え、給食の充実・向上・食育の推進に関する取組に対する評価	５点
見積提示金額	〔４〕各事業の提案限度額内での提示であり、市場価格と比較して妥当であるか。	１５点

※各事業の提案に関して、それぞれ市は契約締結後検証を行い、達成されていない場合は契約違反となります。